

\ 4月から /



高齢者の带状疱疹ワクチン 「定期予防接種」が始まります

带状疱疹ワクチンは、国において、予防接種法に基づく「定期予防接種」に位置付ける方針が示されました。よって、令和7年度から（令和7年4月から）、下記の対象者は带状疱疹ワクチンが「定期予防接種」となります。

なお、これまで斜里町独自の带状疱疹ワクチンの一部助成（任意接種費用助成）は、令和7年度以降についても引き続き、定期予防接種の対象者以外で満50歳以上の方に実施します。

定期予防接種の対象者

- ・5年間の経過措置期間（令和7年4月～令和12年3月）のなかで、各年度において、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ・60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害のある方

※過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがある方は、医師が必要と認めた場合を除き、「対象外」となります。

※令和7年度においては100歳以上となる方も対象となります。

※令和12年度以降は65歳の方のみの対象となります。

令和7年度対象者（対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

対象年齢	生年月日
65歳となる方	昭和35年4月2日生 ～ 昭和36年4月1日生
70歳となる方	昭和30年4月2日生 ～ 昭和31年4月1日生
75歳となる方	昭和25年4月2日生 ～ 昭和26年4月1日生
80歳となる方	昭和20年4月2日生 ～ 昭和21年4月1日生
85歳となる方	昭和15年4月2日生 ～ 昭和16年4月1日生
90歳となる方	昭和10年4月2日生 ～ 昭和11年4月1日生
95歳となる方	昭和 5年4月2日生 ～ 昭和 6年4月1日生
100歳となる方	大正14年4月2日生 ～ 大正15年4月1日生
100歳以上の方	大正14年4月1日生 以前

ワクチンの種類と自己負担額

ワクチンは2種類あり、いずれも重症化予防効果があります。

ワクチンの種類	水痘ワクチン（生ワクチン）	带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）
予防効果	約50% 約5年間持続	約90% 約10年間持続
接種回数	1回接種	2回接種
定期接種の自己負担額	2,500円	13,000円（6,500円×2回）
任意接種の自己負担額 （現行の町独自の助成）	4,000円	24,000円（12,000円×2回）
（参考）接種料金	8,000円程度	48,000円程度（24,000円×2回）

接種医療機関 町内医療機関

令和7年度に定期予防接種の対象となる方には、
4月になりましたら接種券、詳細の文書を送付します

☎ ぼると21 健康支援係 ☎ 0152-26-7115、0152-26-7116